

第77号議案

当せん金付証票発売の件

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第4条第1項の規定により、令和8年度において本市当せん金付証票を次の範囲内で発売する。

令和7年11月27日提出

神戸市長 久 元 喜 造

発売総額 190億円

理 由

当せん金付証票法第4条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため。

(参 考)

当せん金付証票法 めきがき

(都道府県等の当せん金付証票の発売)

第4条 都道府県並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市及び地方財政法（昭和23年法律第109号）第32条の規定により戦災による財政上の特別の必要を勘案して総務大臣が指定する市（以下これらの市を特定市という。）は、同条に規定する公共事業その他公益の増進を目的とする事業で地方行政の運営上緊急に推進する必要があるものとして総務省令で定める事業（次項及び第6条第3項において「公共事業等」という。）の費用の財源に充てるため必要があると認めたときは、都道府県及び特定市の議会が議決した金額の範囲内において、この法律の定めるところに従い、総務大臣の許可を受けて、当せん金付証票を発売することができる。

2～4 [略]